

いじめ対策等総合推進事業

※【関連施策】は含まない

平成27年度概算要求額:66億円(平成26年度:48億円)

教育再生実行会議(第一次、第五次提言)や「いじめ防止対策推進法」、いじめ防止基本指針を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応を進めるため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応を支援する。

いじめ問題への支援体制を構築(外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進

- ・第三者的立場から調整・解決する取組(134地域)、外部専門家を活用して学校を支援する取組(134地域)、学校ネットパトロール等(10地域)への支援



未然防止

(道徳教育等の推進、体験活動の推進)

①道徳教育の抜本的改善・充実

【関連施策】

- ・「私たちの道徳」をはじめとする道徳の教材の充実、効果的な指導方法の開発と普及、家庭・地域との連携強化などを実施

②健全育成のための体験活動の推進

【関連施策】

- ・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の取組促進



早期発見・早期対応

(外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等に対するスクールカウンセラーによる週5日相談体制を拡充し、常時生徒が相談できる体制づくりを推進(200→400校)
- ・公立小学校の従来の配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小・中学校の相談体制の連携促進(200→400校)
- ・貧困対策のための重点加配(700校)
- ・スクールカウンセラーを活用した教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処等の教育プログラムを実施

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増(1,466人→4,141人)福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充

- 小中学校のための配置(4,000人)
- 高等学校のための配置(94人)
- 質向上のためのスーパーバイザー(47人)

- ・貧困対策のための重点加配(700人)



③生徒指導推進協力員・学校相談員の配置

- ・元警察官、元教員等を活用し、課題のある学校等へ派遣(335校)

④24時間いじめ相談ダイヤル

いじめ対策等生徒指導に係る調査研究等

①いじめ問題への対応等生徒指導上の諸問題に関する先進的調査研究

②フリースクールを含めた学校外の不登校支援施設・機関による指導体制等の在り方に関する先進的調査研究

③貧困・虐待問題への対応の在り方に関する先進的調査研究

④脳科学・精神医学・心理学等と学校教育の連携の在り方等に関する先進的調査研究

教員研修の充実・教職員の体制整備の充実

- ①教職員定数の改善 教育再生の実行に向けた教職員指導体制の整備を図るため教職員定数を改善。その中で、いじめ等の問題行動への対応として190人の定数改善を計上。

【関連施策】

- ②教員研修の充実 教員研修センターによるいじめ問題に関する指導者養成研修の実施【関連施策】

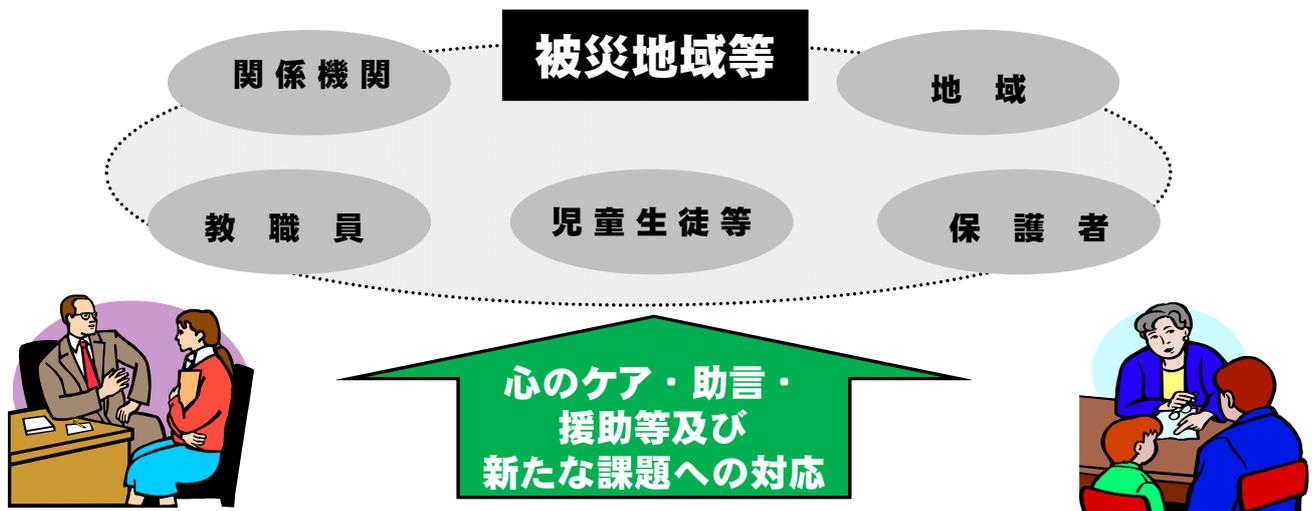


緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成27年度概算要求額 37億円(前年度予算額 37億円)

【東日本大震災復興特別会計】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を派遣し、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや必要な支援を行う。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

障害のある子供への支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等

6. 子供の体験活動の推進

(新 規)

平成27年度要求・要望額 413百万円

1. 要求要旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」として総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施する。

2. 内 容

(1) 健全育成のための体験活動推進事業 207百万円 (新 規)

①宿泊体験事業〔補助率1／3〕

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部 〔生涯学習政策局に計上〕

- ・ 中学校、高等学校等における取組(356校)
- ・ 学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・ 適応指導教室等における体験活動の取組(134地域)

②体験活動普及啓発事業

- ・ プログラム開発のための体験活動推進指定校制度等の導入(7地域35校)
- ・ 農山漁村における体験活動に関する教員研修会の開催(7地域)
- ・ 体験活動推進全国連絡協議会の開催

(2) 補習等のための指導員等派遣事業【再掲】 206百万円 (新 規)

体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員等の配置

〔補助率1／3〕

7. キャリア教育・職業教育の充実

(前年度予算額)	135百万円)
平成27年度要求・要求額	380百万円

1. 要求要旨

小・中・高校における職場体験活動やインターンシップ等の実施を地域社会が支援する体制を構築するとともに、専門高校（専攻科を含む）において、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する。

また、高校中退の未然防止として、学力保障、学習・学校生活の支援を図るとともに、中学校卒業予定者の進路指導の充実などきめ細やかな対応を行う。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 88百万円（ 52百万円）

- ①キャリア教育に係る中核的な時間の在り方に関する研究（4校→20校）
- ②キャリア教育の普及・啓発
- ③キャリア教育実施体制の構築
 - ・地域キャリア教育支援協議会設置促進事業（7ブロック14地域）
 - ・高大接続による高校から大学を見通したキャリア教育体制整備事業【新規】
(5ブロック10地域)
 - ・課題を抱える生徒の多い高校へのキャリア教育支援事業【新規】
(5ブロック10地域)
 - ・子供と社会の架け橋となるポータルサイト整備事業

(2) 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

〔補助率1／3〕 127百万円（新規）

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部〔生涯学習政策局に計上〕

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域を活性化(226人)

(3) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

155百万円 (84百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定して調査研究を実施する。

指定校数：8校→16校

(4) 中学校卒業予定者の進路指導の充実【新規】 10百万円 (新 規)

中学校卒業後の就職先が未定の者等に対し、学校と福祉部局や労働部局とが効果的に連携し、学び直しや就労に向けた進路指導等を行うため、パンフレット等を作成・配布する。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業

平成27年度概算要求額 88百万円(前年度予算額 52百万円)

(別に「学校を核とした地域力強化プラン」の一部として 127百万円 を概算要求)

目的

児童一人一人の社会的・職業的自立に向け、キャリア教育のより一層の充実が求められている中で、初等中等教育段階におけるキャリア教育の課題について、キャリア教育の中核的な時間の在り方及びその時間における指導方法を検討していく必要がある。

取組

1. キャリア教育に係る中核的な時間の在り方に関する研究



高等学校の教育課程におけるキャリア教育の位置付けに関する検討の資料とするため、普通科の教育課程にキャリア教育に係る中核的な時間を明確に位置付ける試行的実践研究を行う。(20校)

2. キャリア教育の普及・啓発

○「キャリア教育推進連携シンポジウム」の開催と、「キャリア教育推進連携表彰」の実施

キャリア教育の意義を普及・啓発し、キャリア教育を軸とした社会連携の機運醸成を図るシンポジウム(経産省・厚労省と連携)を開催し、優れた取組について表彰する。



3. キャリア教育実施体制の構築

学校等の教育機関と産業界等との連携を促進することを目的として以下の取組を実施する。

学校と地域・社会や産業界との連携促進

○地域キャリア教育支援協議会設置促進事業 (7ブロック14地域)

地域において学校等の教育機関・産業界・NPO・地方自治体が参画する「地域キャリア教育支援協議会」の設置を促進する。

○地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業(226人)

【学校を核とした地域力強化プランの一部】

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労支援により、地域の活性化につなげる。

○子供と社会の架け橋となるポータルサイト整備事業

「学校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」のマッチングを図る「子供と社会の架け橋となるポータルサイト」の運用を行う。



進学・就労等、学校の実情に応じたキャリア教育体制整備の支援

○高大接続による高校から大学を見通したキャリア教育体制整備事業(5ブロック10地域)

高大連携の体制を整備し、高校生が大学の教育研究に触れる場を提供すること等を通じて、高校生が目的意識をもって進学先を選択できるキャリア教育を推進する。



○課題を抱える生徒の多い高校へのキャリア教育支援事業(5ブロック10地域)

学習や生活に課題を抱えている生徒の多い高校において、教育委員会を交えた高校と福祉部局、労働部局との連携により、中退等防止の観点も含め、子供たち一人一人の社会的自立を目指す。

◆高校生等の就職・就学支援等について(平成27年度概算要求)

- ・高校中退者は年52千人(平成24年度)(※ 全在籍者に占める割合:1.5%)。
- ・高校卒業者のうち就職する者は年18万1千人(※ 卒業者に占める割合:7%)。

⇒ 義務教育段階とは異なる視点として、高校中退の未然防止、中退者等への対応は重要

① 中退の未然防止

【現状】・学校生活・学業不適應による中退者:全体の約4割

・定時制高校の中退率:約12%

・外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等【H27要求:6,384百万円】

SC、SSW等の外部専門家の配置充実

・補習等のための指導員等派遣事業【H27要求:412百万円】

進路アドバイザー等の多様な地域人材を高等学校等に配置

・将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業【H27要求:88百万円】

インターンシップ実施の推進

・地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング

推進事業【H27要求:127百万円(新規)】

教育事務所へキャリアプランニングスーパーバイザーを配置

・多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

【H27要求:150百万円(新規)】

定時制・通信制課程等の高校における支援体制充実

② 経済的負担軽減(貧困対策)

【現状】・要保護世帯出身の高校中退率:約5%

・高等学校等就学支援金等【H27要求:383,494百万円】

授業料の経済的負担軽減

・高校生等奨学給付金【H27要求:1,553百万円】

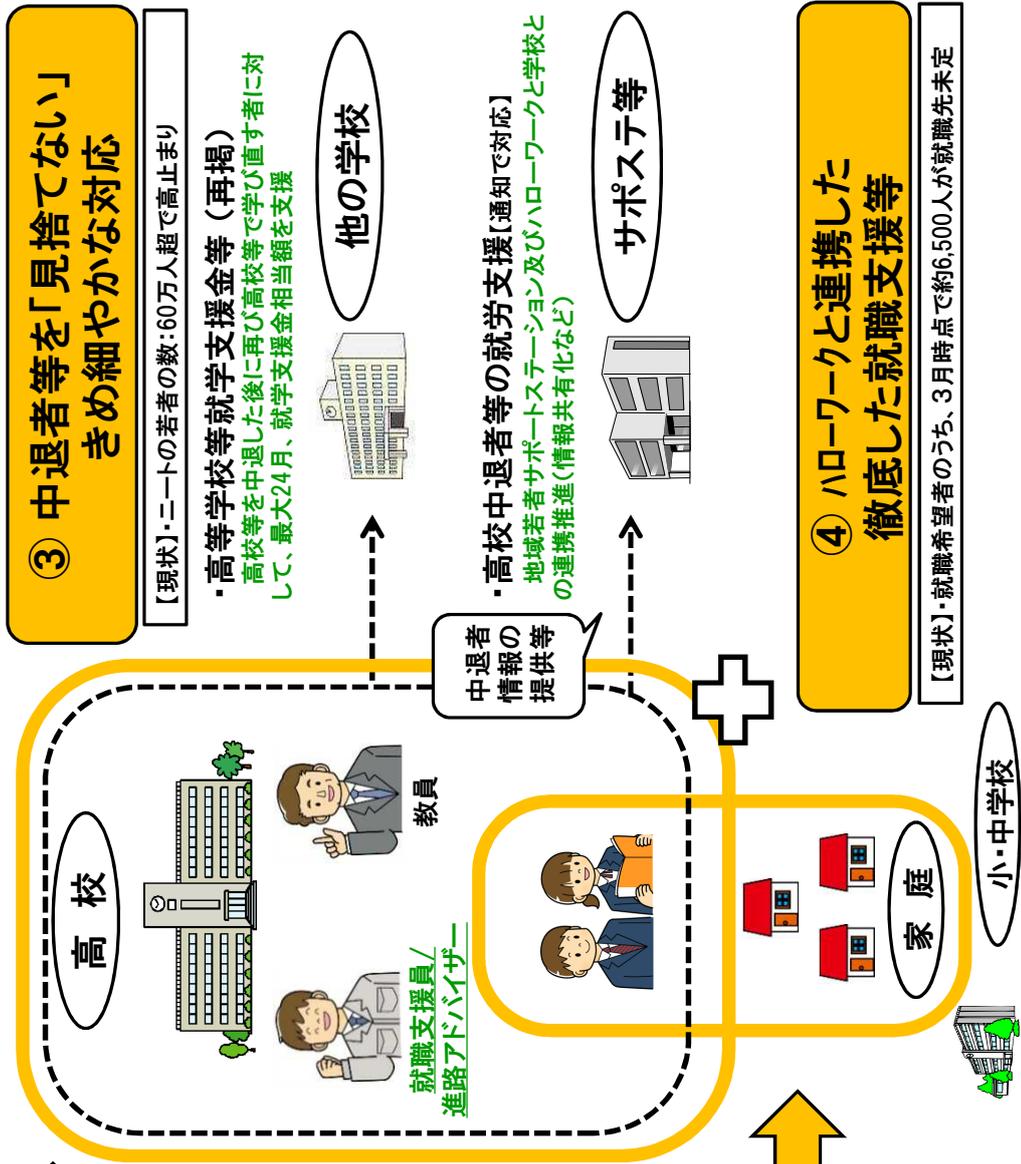
授業料以外の教育費負担の軽減

⑤ 高校中退対策の基盤として、中学校段階でのきめ細やかな学習指導、進路相談、教育相談・貧困対策の充実も必要

【現状】・中学校で不登校となった生徒で、高校に進学後、中退した者の割合:約14%

・中学校卒業予定者の進路指導の充実【H27要求:10百万円(新規)】

学び直しや就労に関する参考資料を作成・配布



③ 中退者等を「見捨てない」きめ細やかな対応

【現状】・二一トの若者の数:60万人超で高止まり

・高等学校等就学支援金等(再掲)

高校等を中退した後、再び高校等で学び直す者に対して、最大24月、就学支援金相当額を支援

他の学校

・高校中退者等の就労支援(通知で対応) 地域若者サポートステーション及びハローワークと学校との連携推進(情報共有化など)

サポート等

④ ハローワークと連携した徹底した就職支援等

【現状】・就職希望者のうち、3月時点で約6,500人が就職先未定

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）

平成26年度予算額 84百万円
平成27年度概算要求額 155百万円

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）を指定。

《関連する提言等》

○教育振興基本計画(平成25年6月14日)
成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
→専門高校においては、長期の就業実習など体験的活動を通じて、専門分野に必要な実践力を身に付ける職業教育の充実を図る。また、技術者や社会人講師による実践的な指導や、大学、産業界等との連携強化などを通じて、最先端の職業教育を推進する。

○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日)
第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題
1. (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進
若者等の活躍を促進するため、現状を踏まえた総合的な若者対策について法的整備の検討も含め強力に推進するとともに、就職・採用活動時期変更の円滑な実施に向けて必要な取組を進める。²⁵
25 キャリア教育・職業教育の充実

○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)
1. 緊急構造改革プログラム(3) ii)ベンチャー支援
→専門高校での分野の垣根を越えたカリキュラムの編成による起業家教育プログラムを活用した初等中等教育からの起業家教育の推進
2-2. (3) ii)若者・高齢者等の活躍推進
→職業教育・職業訓練機会の充実等により、キャリアアップを促進する。

○教育再生実行会議 第五次提言(平成26年7月3日)
(職業教育の充実・強化)
→高等学校段階における職業教育の充実のため、国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校(専門高校)への支援を充実し、更なるレベルアップを図る。



我が国の産業の発展のため、第一線で活躍する職業人の育成

